

行政説明

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課課長補佐

佐々木 俊

文部科学省の佐々木でございます。今日は、私から文部科学省における消費者教育の取り組みについて説明させていただければと思います。まず、消費者教育に関する法律等についてですが、今日お集りの皆様は先刻ご承知のことかと思いますが、一番上のところでは、消費者教育の推進に関する法律という法律でございますけれども、こちら平成 24 年に議員立法により成立した法律でございます。この法律ができることで、消費者教育、あるいは消費者市民社会について、どういったものかという定義が初めてなされたというところでございます。他にも、消費者教育の基本理念でございますとか、あるいは国で消費者教育の基本方針を策定すること、地方公共団体における推進計画の策定、地域協議会の設置というようなことが求められるということを法律で定められたということでございます。その隣でございます消費者教育の推進に関する基本的な方針、この法律に基づいて内閣総理大臣と文部科学大臣が定めて閣議決定される基本的な方針でございます。この法律に定められた消費者教育を推進していくために、具体的にどのように進めていくかということ、5 年間の計画で定めているというものです。今、平成 30 年に定めた基本的な方針が平成 4 年までの 5 年間の計画でございます。来年度の令和 5 年度からのまた新しい計画については今、文部科学省と消費者庁の方で計画改訂を検討しているというところでございます。今行われております平成 30 年に策定された基本的な方針でございますけれども、先ほどの教育長のご挨拶にもございましたが、成年年齢の引下げが非常に重要なテーマとなっており、当面の重点事項のひとつとして、「若年者への消費者教育」ということが定められています。この基本方針で定められた「若年者への消費者教育」、これを効果的に進めていくために、その下にある「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育の推進方針」がございます。文部科学省、消費者庁と関係する省庁として、法務省や金融庁と一緒に関係省庁が緊密に連携して、若年者の消費者教育を進めていくということで、「アクションプログラムを策定」して進めてきました。まさに昨年の 4 月からは、成年年齢引き下げが実際になりまして、なったんですがそれで取り組みは終わらせていいか、というところではないので今後も引き続き、若年者への消費者教育を進めていくために関係の四省庁で、必要な事項を定めて一体的に推進していくということを考えております。本年度、令和 4 年度からの 3 年間の重要な集中期間として取組を推進していくということにもなっております。

これを受けまして、文部科学省でどのような取り組みをやっているかというところでございますが、資料では白黒になってしまっていますがブルーのところは、学習指導要領の趣旨の周知徹底ということでございます。皆さんご承知だと思いますが平成 29 年度および



30年度に新しい学習指導要領が定められ、この中で従前よりも更に消費者教育に関する内容が充実しています。この指導要領に基づいて、小学校、中学校、高等学校も、例えば「社会科」、「家庭科」を中心により充実した消費者教育を各学校で進めていただくということを、我々としては進めていきたいと考えているところでございます。それから、学校で消費者教育を進めていくにあたっては、教える先生方が消費者教育についてご理解いただかないといけないということでございまして、一つ飛ばした一番下です。教員の養成研修の推進ということで、各教員養成大学において、その消費者教育の内容を取り入れていただくように、関係資料の周知をしております。それから、現職の先生方の研修についても、独立行政法人教職員支援機構において、消費者庁が作成した「社会への扉」という教材がありますが、こちらを活用していただくための教員研修用の動画を作成して、実際に研修に来られない方でもオンラインで消費者教育の現職教員研修を行っていただけるように、お願いをしているところでございます。それから奥の方の大学等における取り組みですが、大学ですとやはり入学時のガイダンスで、啓発活動行っていただくというのを、これまでもお願いしてきているところでございます。最近では、結構いろいろな大学で授業の中で実際に消費者教育を行うという大学がかなり増えてきておりまして、我々としてはその事例も含めて、周知を図っていききたいと考えているところでございます。それから先ほど飛ばしたところに戻ります。実践的な消費者教育等の推進という真ん中の〇ですが、こちらが今日お集まりいただいている「消費者教育フェスタ」でございます。平成22年度に初めて行った取り組みでございまして、その後、平成24年に成立した「消費者教育の推進に関する法律」で定められた「多様な主体のネットワークによる効率的な消費教育の推進」というものを進めていくために、皆さんにお集まりいただき、情報共有と意見交換を進めてより消費者教育を進めていこうという取り組みをしています。自画自賛するようですが、消費者教育推進法の成立に先駆けて行っていたという取り組みでございます。今年度令和4年度については、3回目、あの3つ目の会場でございまして「岐阜」、「東京」で開催し、その2か所の振り返り、内容の簡単なまとめでございまして、「岐阜会場」は11月に実施しました。会場は、約70人程度、オンライン参加が450人程度の方が参加していただき、非常に盛況な会になりました。学校法人平野学園に委託して実施していただいたのですが、平野学園は、岐阜県で専修学校、専門学校を運営されていらっしゃる学校法人で専門学校における消費者教育の取り組みをテーマにして実施していただきました。これまで消費者教育は、どうしても小・中、高校での取り組み、あるいは大学での取り組みが中心になっておりまして、専門学校については、我々文部科学省としても反省するところではありますが、注目されてこなかったところがございます。専門学校は、高校を卒業した生徒さんの約1/4弱ぐらいが進学する学校でございまして、大学に次いで、非常に大きいボリュームのあるゾーンでございます。しかもその専門学校は、職業に直結する教育を行っている学校でございまして、消費者であると同時に卒業するとそのまま生産者、事業者として活躍して行くことになるという学校でございます。専門学校における消費者教育がこれまで取り組まれてこなかったけれども、非常に重要であると考えております。事例発表をしていただきましたが、例えば調理師学校での調理実習で、いかにフードロスを出さないように少なくする取り組みを進めているかという事例や金融教育を行ってもなかなか分からないという生徒が多いのですが、その生徒に将来自分がお店を持った時にどういうことが必要になるかという話をすると、非常に自分事として捉えて

分かってくれるという事例も紹介されました。我々文部科学省としても、あるいはご参加いただいた消費者教育の関係の皆様にも非常に気づきの多いフェスタになったと思っております。それから下のほう「東京会場」でございますが、こちらは本日と同じく消費者教育支援センターに運営をお願いして実施いたしました。こちらでもオンラインと会場とのハイブリッドで行い150人程度の参加がありまして非常に盛況な会になったと思っております。こちらは子供・若者の社会参画を育む消費者教育というテーマで実施しており、そのサブタイトルで消費者の視点でつながる教育分野の連携・協働というサブタイトルになっておりましたが、どうしても消費者教育だと「家庭科」、「社会科」が主な科目だと思われていますが、「電力自由化」をテーマに、「理科」で消費者教育を行う、他の教科でも効果的な取り組みが可能だという事例発表もございました。また、その後のパネルディスカッションの中でも、学校外の生徒の日々の生活の中でも、消費者教育とか、そういったことの学びがあるってということでございますとか、今の新しい学習指導要領で言われておりますが、社会に開かれた教育課程の中で、外部のリソースを活用するということが必要だ。そのためには先生が今日的な課題にアンテナをできるだけ高くして生徒にも先生にも答えがないような本物の課題に触れさせていくということが重要だというお話がありました。その後、ワークショップをオンラインとリアルである実施したりもしましたが、その中でそのいろいろな方々がそのテーマに基づいて意見を交換し合い、非常に有意義な会になったと思っております。文部科学省の取組につきましては、「消費者教育アドバイザー」の派遣をしております。全国の消費者教育の有識者の方々をアドバイザーとして文部科学省が派遣しており、費用は文部科学省持ちで実施しております。例えば、学校において消費者教育の指導をどうやっていけばいいのか、あるいは、地域の消費者教育の計画を立てる際にときにお話をさせていただくということで、他にもシンポジウムの講演にも活用していただくことも可能でございます。もし、ご利用したいという方々がおられましたら、文部科学省にご連絡頂ければと思います。これは、来年度令和5年度ですが、文部科学省は、先ほど申し上げた「消費者教育フェスタ」、「アドバイザーの派遣」について引き続き実施できるように予算案に必要な経費を盛り込んでおります。これから国会での審議を経ますので、予算案が成立するかどうか、まだ現状確定ではございませんが引き続き取り組みを推進していける経費を計上しているというところでございます。

それから、新規というふうに書いてございますけれども、来年度から、新たに各地域でモデル的な事業を行って、消費者教育の普及を図るための好事例を作っていくという取り組みを行ないたいと思っておりますので、今、予算案ができたばかりで詳しい内容はまだで公募する段階ではないのですが今後、公募を進めていきたいと思っておりますので、ぜひご興味のある方、文部科学省にお問い合わせ頂ければと思います。かけ足になりましたが、文部科学省からの説明は以上でございます。ありがとうございました。